

新型コロナウィルス対応

事業継続のための対策計画（BCP）Ver.12

変更部分は黄色のマーカーとします



2022年7月 5日

東海理研株式会社
佐藤恵里子

☆新型コロナウィルスを正しく理解し、適切な予防と対策を講じ
ダメなことはダメと毅然と対処し、説明責任を果たすことで
無用の不安と心配の中に関係者を置き去りにしないように努めます。

ポイント及び定義

- ◎ **濃厚接触者**: 感染者とマスクなし1m以内の距離で15分以上接した人
- ◎ ウィルスの潜伏期間はデルタ株の場合は2週間・オミクロン株は明確ではない。
感染可能期間は発症から2日前以降。この間に上記接觸をした場合に濃厚接觸者と判定されやすい。
- ◎ **感染者**と判定された場合の**隔離期間は判定の翌日から7日～10日間**
濃厚接觸者と判定された場合の**隔離期間は感染者との最終接觸の翌日から7日間**。
- ◎ 感染症状は発熱とは限らず、味覚障害のみ、もしくは無症状も多い。

1. 具体的対策

実施期間：コロナ禍が収束をみるまで

対象者

- ◆派遣社員・パート社員を含む全従業員及びその利害関係者(同居の家族)
但し、給与・休暇の補償を伴う事項は社員
(正社員・定年再雇用社員・パート社員)のみとする。

☆ 3回目コロナワクチン接種普及の一方で変異株による感染拡大は続いています。

マスクによる熱中症のリスク等も考慮し、政府見解もwithコロナの様相が強くなってきました。これに伴い、社内ルールの見直しを実施します

- ◎販売管理及び開発設計部門は、ソーシャルディスタンスを維持し、居住階を分けることで密状態を回避する。
- ◎製造課は2直交替制により、ソーシャルディスタンスを維持し、工場稼働を死守する。
- ◎飲食は向き合わず、各机で個別に食することで飛沫を極力防止する。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

日常生活 編

- ① 休日も含め毎朝検温し、部署ごとに管理者が掌握
37.5℃以上は出社停止→朝平熱から3日間自宅待機（有休取得）
38℃以上発熱の場合は →朝平熱から5日間自宅待機(有休取得)
但し、医師の診断により、コロナの可能性が否定された場合はこの限りでない。
出社後も、昼・夕方適宜非接触機器による検温実施し、①と同様に対処する。
- ② パソコン入力等の事務処理・個人作業等、会話しない場合に於いては
NOマスク可とする。但し、会話する場合は装着すること。
- ③ 手指消毒⇒顔検温⇒「おはようございます」⇒タイムカード（順不同）
「ただいま」⇒顔検温⇒手指消毒（順不同）
手洗い⇒「いただきます」⇒「ごちそうさま」⇒顔検温（顔検温は順不同）
- ④ 毎朝の掃除において、机・ドアノブ・玄関等全ての場所の消毒を実施する。
- ⑤ **感染者が出た場合の濃厚接触の可能性を明確にするため、飲食を伴う打合せの場合は記録を残す。**
- ⑥ 会議は集合せず、可能な限りリモート会議とする。第一・第二会議室利用可
- ⑦ **社内式典は3密を回避する工夫をすること。**

2. 現在施行されていること及び追加ルール

理研

日常生活 編

①各部署LINEチームのノートへの検温報告に関して

第4回目のワクチン接種の機会が高くなってきました。

- ・37.5°C以上の発熱等はワクチン接種後であっても、LINE 報告及び管理者報告を実施すること。
その際はワクチン接種日を明記すること。
- ・ワクチン接種による副反応と予想される場合であっても、37.5°Cを超える体温、又は発熱は無くても強い倦怠感等ある場合は、安静のため自宅療養すること。

②会社にて抗原検査キットを常備しました。

必要に応じて活用して下さい。

2. 現在施行されていること及び追加ルール



日常生活 編

- ① 昼食は各自マイボトル・箸・ナフキンを持参し、自席にて静かに食する。
- ② 熱中症予防のため、7月～9月までの間は、朝礼シェアをリモートで行つた後、換気しながら室内にてソーシャルディスタンスを保ち、マスク装着して号令体操する。
昼のストレッチ体操も同様の体制で実施するが、NOマスク可とする。
- ③ 毎朝の部門ミーティングはリモートで実施する。
- ④ 全社用車に消毒スプレーを搭載し、訪問の都度手指消毒をする。
- ⑤ エアコン起動は従来の環境に基づく規定通り、設定温度（夏28°C 冬20°C）を設定の上で使用する。
10時・15時・17時05分 休憩のチャイムを合図に全エリア**10分間**の空気入替タイムを設ける。室内体操・ストレッチ体操時も同様とする

出張・社外訪問 編

- ① 県及び政府の発出する宣言期間中に於いては、県外出張及び打合せ・設置は、自粛もしくは延期とする。
不要不急該当の有無を十分吟味の上、止むを得ない場合は社長並びに部門長の許可を得ること。但し、配送・納品・出向検査・組立設置業務は、3密を配慮することを条件として例外とする。
- ② 交通機関利用の手段・同行者・先方担当者を明確にして申請すること。
- ③ 訪問の際は検温・マスク着用等、先方の指示に従うこと。
- ④ 密集・密接・密閉場所での食事をしないこと(接待を含む)
- ⑤ 先方の方針の変更もあるので必ず当日もアポイントを取った上で訪問する。
- ⑥ 同行者と共に車両を利用する際は【外気取り入モード】を設定し換気すること
- ⑦ コロナ禍における営業活動の見直しを検討し、リモート・電話・メール・動画等を活用した営業の質の向上を図り、新タイプの営業方法を工夫しましょう。

2. 現在施行されていること及び追加ルール



来客対応 編

- ① 県及び政府の発出する宣言期間中に於いては、県外からの来客及び訪問打合せは控えること。
- ② 県外の方との打合せは原則として訪問を控えて頂き、リモート・電話・メールを活用すること。
- ③ 止むを得ない場合は訪問人数を最低限にし、密にならないように配慮すること
- ④ 社用車による送迎は近距離とし【外気取込モード】で換気を心がけること。
- ⑤ 業者納品も含め、必ず正面玄関受付にて検温・マスク着用・手指消毒を依頼し、**37.5°C**以上の場合は入館をご遠慮願い、荷物のみ受け取ること。
- ⑥ 密集・密接・密閉場所での食事・接待をしないこと。
- ⑦ アポイントの際には上記意向を伝えた上、先方の判断を仰ぐこと。
- ⑧ 来客退出後は速やかに換気し、テーブル・椅子・ドアノブ等の消毒を行うこと。宅急便・郵便物を受付した場合も同様とする。

2. 現在施行されていること及び追加ルール

新型コロナ感染者発生 編

- ① 従業員が感染した(疑われる)場合及び濃厚接触者と判定された場合
- ・感染が疑われる症状(味覚異常・発熱・倦怠感・咳等)がある場合、速やかに最寄りの医師・保健所に相談し判断を仰ぐこと。同時に社長又は安全衛生責任者(佐藤)に報告すること。
 - ・陽性と判定されたら、自己隔離の上、同様に報告すること。
濃厚接触者の定義に該当すると考えられる人に速やかに連絡の上、感染防止に務める旨依頼すること。
 - ・濃厚接触者と判定された場合は感染者との最終接触の翌日から7日間の自宅待機もしくはテレワークの後、抗原検査で陰性なら8日目に出社可。
 - ・陽性判定された場合（無症状）も上記と同様。
 - ・陽性判定の上、発症した場合は発症の翌日から10日間の自宅待機。
 - ・**同居者が陽性と判定された場合は自分が陰性と判定されても感染者との最終接触の翌日から7日間の待機**
 - ・**同居者が濃厚接触者と判定された場合、その同居者が陰性と判定されたら出社可。**

- ① 外出の際には必要に応じて適宜マスクを着用すること。
- ② 政府の推奨する配慮・対策がない、3密(密閉・密接・密集)の場所での食事・飲酒を控えること。
接待を伴う飲食店での遊興は禁止する。
- ③ 家飲み会・カラオケ・映画館・パチンコ店・麻雀店・スポーツジム等の利用は**政府・県の方針に準じる**。
- ④ **同居者**についても毎朝検温し、**37.5°C以上**の発熱があった場合は朝の検温が平熱になってから**2日間**は自宅待機もしくはテレワークとする。体調不良の場合も医師の診断を受け、結果が明確になるまでは自宅待機とする。
但し、医師が新型コロナ感染以外の病気と診断された場合はこの原則は適用しない。

5. 私の未来の“カタチ”の実践として

世界中が暗中模索の今こそ、

私たちは『元気印の自由人』として

無用に不安に陥ることなく

でき得る限り、予想し得る限り、万全の対策を講じることで

自分と家族と関わる全ての人を守り、幸せにするために

『何事に対しても愛と情熱を持って立ち向かいます』

